

第 11 号議案

令和 5 年度

吉田町牧之原市広域施設組合一般会計予算書

吉田町牧之原市広域施設組合

令和5年度吉田町牧之原市広域施設組合一般会計予算

令和5年度吉田町牧之原市広域施設組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,076,179千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日提出

吉田町牧之原市広域施設組合
管理者 吉田町長 田村典彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,668,244
	1 分担金	1,668,244
2 使用料及び手数料		102,998
	1 使用料	350
	2 手数料	102,648
3 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
4 繰入金		5,461
	1 繰入金	5,461
5 繰越金		15,000
	1 繰越金	15,000
6 諸収入		256,271
	1 諸収入	256,271
7 組合債		28,200
	1 組合債	28,200
歳入合計		2,076,179

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		4 6 2
	1 議 会 費	4 6 2
2 総 務 費		5 6, 9 4 9
	1 総務管理費	5 6, 5 7 4
	2 監査委員費	3 7 5
3 衛 生 費		1, 4 4 6, 3 4 7
	1 し尿処理費	2 2 4, 8 8 5
	2 ごみ処理費	1, 1 8 7, 5 7 5
	3 火葬場費	3 3, 8 8 7
4 消 防 費		2 7, 9 7 4
	1 消 防 費	2 7, 9 7 4
5 教 育 費		4 5 0, 2 5 5
	1 保健体育費	4 5 0, 2 5 5
6 公 債 費		9 2, 1 9 2
	1 公 債 費	9 2, 1 9 2
7 予 備 費		2, 0 0 0
	1 予 備 費	2, 0 0 0
歳 出 合 計		2, 0 7 6, 1 7 9

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
清掃センター運転維持管理業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	1,431,400千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
リサイクルセンターパッカー車更新事業	千円 7,400	証書借入	6.0%以内	<p>政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。</p> <p>ただし、組合財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。</p>
吉田消防署受電設備更新事業	20,800	〃	<p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	
合 計	28,200			